

平成23年

農地の賃借料情報



農地の賃借料を決定する際の目安として、平成23年中に締結（公告）された賃貸借における賃借料水準を次のとおりお知らせします。

なお、「農地の賃借料情報」は実勢の集計値であり拘束力はありません。賃借料は、農地の状況等に合わせ、貸し手と借り手の両者でよく協議した上で決定してください。

※平成21年12月15日に施行された改正農地法により、標準小作料制度は廃止されました。

◆ 1反当りの賃借料

地域	平均(円/年)	最高(円/年)	最低(円/年)	データ数(筆)
マキノ	7,700	10,000	4,900	46
今津	7,800	12,000	3,500	174
朽木	7,400	7,500	6,700	13
安曇川	9,800	15,000	5,000	135
高島	8,700	13,300	4,700	92
新旭	7,100	10,000	2,400	71
市内全体	8,300			531

◆ 1反当りの物納(玄米)量

地域	平均(kg/年)	最高(kg/年)	最低(kg/年)	データ数(筆)
マキノ	40	60	13	95
今津	39	45	30	5
朽木	30	30	30	19
安曇川	58	90	30	128
高島	59	90	26	68
新旭	42	69	19	71
市内全体	49			386

※データ数は、集計に用いた筆数です。
※畑については、事例が少ないためデータには含まれていません。

農 閩農業委員会事務局 ☎(25)8513

(株)マキノ・ドーマー 損失補償金支払請求事件の和解に至る経過報告

1月11日、市と滋賀県信用農業協同組合連合会との間で争ってきました、第3セクター(株)マキノ・ドーマーに関する「損失補償金支払請求事件」の和解が成立しました。

● 裁判に至った経緯

株式会社マキノ・ドーマーは、平成15年11月19日、旧マキノ町と発芽玄米製造のパイオニア企業であるドーマー株式会社およびマキノ町農業協同組合他19人の出資により、発芽玄米処理加工施設として設立されました。

この施設は、発芽玄米の製造を通じて、価格の低迷が続く地元米の付加価値を高め有利に販売することで、地域の農業を振興することを目的に地元企業として設立されたものです。

設立にあたって、株式会社マキノ・ドーマーは設備資金として平成16年4月1日付けで滋賀県信用農業協同組合連合会(以下

「県信連」)から、利息1.65%、遅延損害金年14%他の条件で、1億5,000万円を借り入れ、同時に、旧マキノ町は将来その融資の全部または一部が返済不能となつて「県信連」が損失を被つたときに、株式会社マキノ・ドーマーに代わつて、「県信連」に対しその損失を補償する契約(損失補償契約)を締結しました。

その後、株式会社マキノ・ドーマーは、発芽玄米の製造、販売により営業を続けましたが、相次ぐ新規メーカーの参入等で販売競争が激しくなり、また発芽玄米市場が縮小傾向となる中、経営状況は悪化の一途をたどり、借入金の返済が滞ることとなりました。

こうした中、「県信連」から合

併後の市に対し損失を補償する契約に基づき、株式会社マキノ・ドーマーに代わり支払いの滞つた元金1億2,823万591円に遅延損害金を加算した弁済の求めがありました。

市は、当時の裁判の判決事例をもとに、市独自の判断により損失補償に応じ、公金を支出することは妥当でなく、司法の場において判断を仰ぐ必要があるとの考えのもと、「県信連」からの支払いに応じなかったところ、平成21年7月27日、「県信連」は大津地方裁判所に「損失補償金支払請求事件」として訴状を提出したものです。

「県信連」から訴状が提出された後も、市では、全国的な同種事件の裁判の判決事例を根拠として、市独自の判断により、損失補償に応じ公金を支出することは妥当でないとのもとにこの訴訟を争いました。

司法の場では、平成21年9月10日から平成23年6月21日までの1年9か月余りの間に12回の弁論を重ねる中、平成23年7月13日の第13回口頭弁論において大津地方裁判所から和解勧告がなされたこと

● 裁判の経過

「県信連」から訴状が提出された後も、市では、全国的な同種事件の裁判の判決事例を根拠として、市独自の判断により、損失補償に応じ公金を支出することは妥当でないとのもとにこの訴訟を争いました。

● 和解と今後の対応

議会の議決を得た後、平成24年1月11日大津地方裁判所で開催された第14回口頭弁論において、双方が和解条項確認した後、市は解決金1億3,358万968円の支払義務を認め、平成24年1月25日県信連に対し支払を行ったもので

結果、市に有利な判決に導かれたものの証拠が十分確保されているとは言いがたく、「県信連」の請求が認められる可能性が大きいこと、また、これ以上訴訟を続ければ支払遅延金が膨らみ、訴訟の終結に至るまでには相当の金額になることが予想されることから、解決金1億3,358万968円を支払条件とする今回の和解勧告を受け入れることが得策と判断し、平成23年12月高島市議会定例会に本件「損失補償金支払請求事件の和解について」の議案を上程し平成23年12月16日、可決承認されたものです。

閩農業振興課 ☎(25)8511

高島市環境放射線測定結果 1月分

(単位 $\mu\text{Sv/h}$)

地域	測定地点	1月平均値 (1日~31日のうち平日)
マキノ	マキノ支所前駐車場	0.068
今津	今津支所玄関北側	0.066
朽木	朽木支所前駐車場	0.075
安曇川	安曇川支所裏駐車場	0.048
高島	高島支所東駐車場	0.055
新旭	高島市役所北側玄関前	0.062

詳しいデータは、高島市ホームページをご覧ください。



※市役所と各支所の前は「平日毎日測定」しています。(測定地点は、ほかに24か所あり、毎月第1・第3水曜日の2回測定しています。(その他の測定地点の測定結果は、ホームページをご覧ください。)

※測定値の単位は、 $\mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト/時)です。

(参考)

1,000 $\mu\text{Sv/h}$ = 1mSv (ミリシーベルト)

※1年間に換算するには、表の数値を8,760倍(24時間×365日)してください。

<日常生活と放射線>

● 一人あたりの自然放射線量(日本)

0.171 $\mu\text{Sv/h}$ ※世界平均0.27 $\mu\text{Sv/h}$
・宇宙から 0.034 ・大地から 0.046
・食物から 0.046 ・呼吸から 0.046
年間平均値から8,760(24時間×360日)で割り戻した値です。

● X線集団検診(1回)

・胃の場合 600 μSv /回
・胸の場合 50 μSv /回

● 航空機旅行(往復)

東京~ニューヨーク間 200 μSv /往復

● 原子力発電所(軽水炉)周辺の線量目標値(年間)

50 μSv /年

閩原子力防災対策室 ☎(25)8133